

環境省業務継続計画

令和6年4月
環境省

目 次

第1章 業務継続の基本方針と本計画の構成	… 1
1. 背景と位置付け	… 1
2. 基本方針	… 1
3. 本計画の構成	… 2
第2章 想定災害と被害想定	… 3
1. 被害概要	… 3
2. 本省庁舎の被害想定	… 4
第3章 非常時に実施すべき業務	… 6
1. 非常時優先業務	… 6
2. 業務分析と非常時優先業務の抽出	… 6
3. 管理事務	… 9
4. 広報	… 10
5. 帰宅困難者等への対応	… 10
6. 負傷者の救護	… 11
第4章 業務継続のための執務体制	… 12
1. 非常時参集要員	… 12
2. 参集評価	… 13
3. 発災時の行動	… 14
4. 安否確認	… 17
5. 指揮命令系統・職務代行の確立	… 17
6. 関係機関との連携体制	… 18
7. 緊急通行車両の利用	… 19
第5章 業務継続のための執務環境の確保	… 20
1. 庁舎・設備	… 20
2. 備蓄等	… 22
3. 環境省ネットワークシステム	… 24
4. 通信機器	… 24
5. 代替庁舎の確保	… 25
6. その他の庁舎の活用	… 26
第6章 訓練等	… 27
第7章 本計画の見直し及び推進体制	… 30

第1章 業務継続の基本方針と本計画の構成

1. 背景と位置付け

首都地域では、大正12年の関東大震災と同様のマグニチュード（M）8クラスの地震が200年～300年間隔で発生している。次のM8クラスの地震の発生は、今後100年から200年程度先と考えられるが、その間に南関東地域でM7クラスの地震が数回発生することが予想されている。首都直下地震が発生し、東京圏における政治、行政、経済等の中枢機能（以下「首都中枢機能」という。）に甚大な被害を及ぼすおそれがある場合において、政府として業務を円滑に継続するための対応方針及び当該業務を継続するために必要な執行体制、執務環境を定めることにより、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化することを目的として、平成26年3月に政府業務継続計画（首都直下地震対策）（以下「政府BCP」という。）が策定された。

これを受け、政府の災害応急対策のうち環境省として維持すべき必須の業務を非常時優先業務、それを実施するために必要となる基盤的な業務を管理事務と定め、限られた人員の中、これに必要な執行体制と執務環境等を確保する取組として、「環境省業務継続計画」（以下「本計画」という。）をここに定めるものである。

※本計画は、首都直下地震において東京23区内で震度6強以上の地震が発生し首都中枢機能に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合、又は震度5強以上の地震が発生し被害の態様等から環境大臣が必要と判断した場合に発動するものとする。なお、本計画の解除は、原則として、環境省緊急災害対策本部が通常体制への復帰が相当であると判断したときに行うものとする。

※本計画は、政府BCP等に基づき作成し、環境省防災業務計画を補完するものである。

※本計画は、基本的には環境本省の業務継続を目的に定めるものであるが、かかる目的のために首都圏に立地する代替庁舎と連携し、一体となり網羅的に取り組むべき計画である。なお、外局である原子力規制庁及び地方支分部局である各地方環境事務所は、別途、個別に業務継続計画を定めている。

2. 基本方針

環境省は、「地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。）等」を図ることを任務としている（環境省設置法第3条）が、首都直下地震が発生した場合には業務遂行に甚大な影響を受け、通常どおりの業務は行えない。政府の一員として災害応急対策を実行

することを最優先に行うため、大規模地震防災・減災対策大綱及び政府ＢＣＰ等に従い、下記の方針に基づいて、非常時優先業務及び管理事務（以下「非常時優先業務等」という。）を行うこととする。

- ①被災地・被災者を対象とした災害応急対策活動に万全を尽くす。
- ②環境省の職員（庁舎内の来客者を含む）の安全を確保する。
- ③職員の参集状況に応じて、対応すべき非常時優先業務等の優先順位及び要員配置を柔軟に行う。
- ④本計画の実行性向上のため、関係機関と連携し必要な人員体制の整備と対応の整合性を図る。

3. 本計画の構成

本計画は7章で構成する。

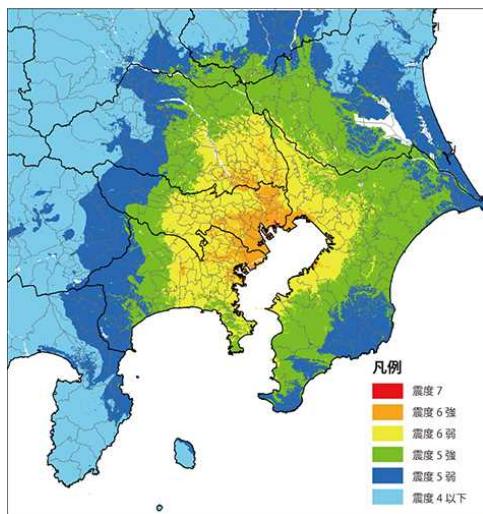
第1章では本計画の位置付けと基本方針について、第2章では本計画を策定するための想定災害と被害想定について、第3章では非常時に実施すべき業務について、第4章では職員の参集や安否確認など業務継続に必要な執務体制について、第5章では庁舎や設備、環境省ネットワークシステムなど執務環境について、第6章では訓練について、第7章では本計画の見直し及び推進体制について記述する。

なお、各部局においては、本計画に定める事項の外、より詳細な事項を定めたマニュアル類の整備、見直しを適宜行うものとする。

第2章 想定災害と被害想定

想定災害は、中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループから示された「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年1月）で想定されている都心南部直下地震（M7.3：東京23区の最大震度7）が冬の夕方に風速8m/sの強風下で発生したものとし、そのうち主な被害想定を以下のように設定する。

図 都心南部直下地震の震度分布図



(資料：中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ

「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）（平成25年1月）」)

1. 被害概要（最大）：（中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ

「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」

- ・死者最大約2.3万人、負傷者最大約12.3万人
- ・帰宅困難者最大約800万人（都内で最大約490万人）
- ・避難者、1日後約300万人（うち避難所生活者約180万人）
 - 2週間後約720万人（うち避難所生活者約290万人）
 - 1ヶ月後約400万人（うち避難所生活者約120万人）
- ・建物全壊最大約61万棟（うち地震火災による焼失41.2万棟）
- ・ライフライン施設被害による供給支障（被災直後）
 - 電力 最大約1,220万軒（全体の約5割）が停電すると想定
 - 上水道 最大約1,440万人（全体の約3割）が断水すると想定
 - 下水道 最大約150万人（全体の数%程度）が利用困難になると想定
 - ガス 供給停止戸数は最大約159万戸と想定

- 通信** 固定電話は最大で約470万回線（全体の5割）で通話支障が想定。固定電話・携帯電話とも輻輳のため9割の通話規制が1日以上継続
- ・災害廃棄物最大約9,800万トン（約8,500万m³）
 - ・公共交通機関（鉄道）
地下鉄は1週間、JR及び私鉄は1か月程度、運行停止
 - ・道路
主要道路の啓開には1週間を要する。

2. 本省庁舎の被害想定

事 項	被 害 状 況	復 旧 予 想
庁 舎	・地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低く、そのまま使用できる。	—
建 物 内 部 (執務室)	・固定されていないオフィス家具等が転倒・落下する。	・オフィス家具等の再設置や内部収納物の片付け等に半日程度以上要することが予想される。
電 力	・変電所設備等の損傷断線等により外部からの電源供給が中断することが予想される。 ・自家発電については、通常の30～40%程度稼働。	・1週間後メドに復旧。 —
上 水 道	・管路破壊等により断水する。 ・飲用水は受水槽及び災害対策水槽等により使用可能。	・水道は1週間後メドに使用可能。（トイレ使用は中水設備、配管等に損壊がなく、自家発電から電気が供給されている限り使用可能。損傷がないことが確認されるまで、トイレ等の使用は禁止となることに注意。) —
ガ ス	・ガス供給会社の地震計が作動して供給が停止	・事業者の復旧状況による。（中圧ガスの緊急遮断弁については、3日以内メドに復旧）
電 話	(固定電話) ・自家発電から電気が供給されている限り使用可能であるが、外線は通話が集中するため、通話規制によりほとんど繋がらない。内線は使用可能。 (携帯電話) ・通話は可能であるが、輻輳によりほとんど繋がらないと想定。	・1週間程度で通話規制が緩和される。 ・1週間程度で通話規制が緩和される。

	<p>(災害時優先電話) ・繋がりやすい状態にあると想定。 (中央防災無線電話) ・繋がりやすい状態にあると想定。</p>	— —
空調設備	・運転可能であるが、自家発電の発電量の関係から使用抑制。	—
エレベーター	・メーカ点検技術者の点検があるまで運転休止。点検後運転再開。	—
照明	・破損等の危険性は低い。	—
コンセント	・破損等の危険性は低い。	—
テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・アンテナ、ケーブルの破損等の危険性は低い。 ・放送局の施設損壊状況により受信不可 	— —
シャワー	・管路破壊等の断水に伴い使用不可	—
パソコン	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の破損・故障にとどまる。 ・シンクライアントのためデータセンタにある機能やデータについて、利用不能になる可能性は低い。 	・1週間以内には回復
複合機	・一部の破損・故障にとどまる。	—
インターネット・メール	・通信が困難になる可能性は低い。	—
ホームページ	・停止可能性は低い。	—

※なお、本計画においては、首都直下地震以外の大規模な災害・事故等の同時発生はないと仮定する。

第3章 非常に実施すべき業務

1. 非常時優先業務

政府BCPにおいては、政府として維持すべき必須の機能と府省横断的な事項を定めており、各府省等はそれに基づき省庁業務継続計画を策定することになっているが、内閣府は「中央省庁業務継続ガイドライン第1版（首都直下地震対策）」（以下「内閣府ガイドライン」という。）を平成19年6月に策定し、各府省等の業務継続計画の取組について支援を行っているところである。

また環境省防災業務計画では、自然災害が発生した場合に環境省が行う防災業務の基本的施策について定めているが、首都直下地震に見舞われた場合、職員の参集が困難になるほか、ライフラインや企業活動への影響も甚大となり、首都機能そのものが低下する。こうした状況下においては、防災業務計画で定められている災害応急対策業務に全力で取り組むことを基本としつつも、当該業務を十分に実施することが不可能なことが想定される。

このような状況を踏まえ、限られた人的・物的資源を災害対応に集中的に投入し、環境省として継続すべき必須の業務を非常時優先業務として定める。

なお、環境省本省が被災した状況下においては、職員をはじめとする業務資源の量と質への直接の影響が少なかったとしても、災害応急対策業務の増加によって、結果的に業務資源が制約を受ける可能性がある点にも留意する必要がある。

2. 業務分析と非常時優先業務の抽出

(1) 業務影響度分析

首都直下地震発生時に真に継続が必要な業務を抽出するため、業務停止による社会への影響度を評価する業務影響度分析を行う。具体的には、業務が停止したことにより必要な「目標レベル」に到達しなかった場合、国民や社会経済活動に、どのように影響を与えるかを地震の発生からの経過時間（3時間、12時間、1日、3日、1週間、2週間）ごとに、以下の影響度の重大性レベルに照らし、評価を行う。

レベルⅠ：影響は「軽微」

- ・社会的影響はわずかにとどまる。
- ・ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

レベルⅡ：影響は「小さい」

- ・若干の社会的影響が発生する。
- ・しかしながら、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

レベルⅢ：影響は「中程度」

- ・社会的影響が発生する。
- ・社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

レベルⅣ：影響は「大きい」

- ・相当の社会的影響が発生する。
- ・社会的な批判が発生し、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考える。

レベルⅤ：影響は「甚大」

- ・甚大な社会的影響が発生する。
- ・大規模な社会的な批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考える。

（2）業務プロセス分析

非常時優先業務は、目標時間までに目標レベルに到達する必要があるため、業務影響度分析を行うに当たっては、目標時間に至るまでの業務を構成要素毎に分割し、精査する業務プロセス分析を併せて行うものとする。

業務プロセス分析を行う期間は、発災から2週間を基本とする。ただし目標レベルの時間に到達した以降や、レベルⅢ以上の影響度がその後も継続する場合など、引き続き体制を維持する業務においては、必要に応じ、目標時間以降の分析を行うものとする。

業務プロセス分析は、非常時優先業務の構成要素毎に、業務開始時間・業務終了時間、時系列による必要な要員数、業務を実施にあたり必須となる資源（資機材、技能・資格等、管理事務）、外部依存先（契約業務の相手方、サプライチェーン、地方自治体、地方支分部局等）の有無や必要人数が不足した場合は当該業務の具体的対策等について整理し、非常に使用するものである。なお、必要な要員数については、具体的職員を明確にするほか、健康管理面に考慮しローテーション（特に1週間にわたり交代制）に必要な職員数も想定し、さらには自省庁のみの職員で体制が構築できない場合に、対象業務に携わった経験のある他機関の職員の活用も検討することが望ましい。また、定期的な訓練の

結果、業務の追加や災害対応の振り返りを踏まえ非常時優先業務の一覧表、必要人数、知識・技能の見直しを適宜行うものとする。

（3）非常時優先業務の抽出

業務影響度分析の結果、影響の重大性が中程度以上（レベルⅢ以上）となる時間区分を当該業務の「目標時間」とし、2週間以内にレベルⅢ以上の影響度が生じる業務を抽出し、非常時優先業務とする。

環境省の主な非常時優先業務は、以下のとおり。

主な非常時優先業務

目標時間	非常時優先業務
3時間以内	<ul style="list-style-type: none">・地方環境事務所（特に関東）との連絡調整体制の確立・中間貯蔵・環境安全事業株式会社のPCB廃棄物処理施設の被害状況確認・環境放射線モニタリングの緊急時体制への変更・新宿御苑の開放・環境汚染、環境関連施設の被害等の情報収集開始 (環境調査研修所及び所管する独立行政法人の被災状況、廃棄物処理施設被害、油汚染事故、工場等における有害物質漏出、水道水等の水質異常、国民公園の被災状況、危険動物逸走)
12時間以内	<ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物の発生状況の情報収集開始・油汚染事故への対応（関係機関等との情報共有）・水道水等の水質異常への対応（関係機関等との情報共有等）・中間貯蔵施設事業（除染土壌搬入）等の被害状況確認
1日以内	<ul style="list-style-type: none">・国立公園施設等の安全確認・法令に基づく被災工場等に係る検査や指示の実施・環境モニタリングの地方公共団体への支援・指定避難所の設置及びペットを連れた被災者の状況等の情報収集開始
3日以内	<ul style="list-style-type: none">・被災地域における災害廃棄物の処理への支援（専門家の派遣等）

1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿・生活ゴミの処理による生活環境保全 ・環境モニタリングの実施（大気環境、アスベスト、水質環境等）
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の広域にわたる処理計画 ・法規制等への弾力運用（大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく届出等） ・必要に応じて地方公共団体の事務に関する支援及び調整

○一般継続重要業務について

環境省が法に基づき行っている許認可等の事務については、当該事務の執行が一定程度停滞したとしても、直ちに国民生活に重大な支障は生じないものと考えられる。しかしながら、国民生活を速やかに平常時へ復帰させるために、非常時優先業務の実施に支障が生じない範囲で、早期に当該事務を再開する。

（4）非常時優先業務の更なる絞り込み

参考の結果、必要な職員が不足し非常時優先業務を十分に実施することが不可能な場合は、更に実施すべき業務の絞り込みを行う必要がある。こうした場合の優先順序は次の考え方によるものとする。

- ① 業務影響度分析の重要性レベルにおいて、より深刻な影響度のレベルVを伴う業務からレベルIIIを伴う業務へと段階的に実行し、取り組むべき業務を抑制する。
- ② 重要度レベルが同じVを伴う業務においては、業務プロセス分析による目標時間や発災後の経過時間に応じた重要度レベルなどに基づき、人的資源の配分を検討する。
- ③ なお、上記にかかわらず、実際の事態の緊急度や被害の影響により、柔軟な対応を行うものとする。

3. 管理事務

管理事務は、非常時優先業務を実施するために必要となる基盤的な業務であり、いわゆる官房業務がそれに該当する。具体的には、組織管理・庁舎管理等の事務であり、これが適切に遂行されなければ非常時優先業務も成立しないため、極めて重要な役割を担う。

基本的に官房課室がその主務課となるが、庁舎の課室内の安全確認やOA機器の点検保守等、部局課室の協力が必要な場合も想定されるため、主務課においては非常時優先業務と同様に、業務プロセス分析を実施し、管理事務を遂行するための業務の構成要素と必要な職員数を把握すること。体制確保において

各部局の協力が必要な場合はあらかじめ調整を行い、各部局においては官房課室が行う管理事務に協力するものとする。

勤務時間内に首都直下地震が発生し職員は一旦庁舎内の安全な場所に避難するが、大臣官房会計課庁舎管理室（以下「庁舎管理室」という。）から庁舎内に引き続き留まことが可能な判断が出された場合、各部局（各課室）において執務室の利用可否の判断を行うことが想定されるが、この安全確保作業も広義の上では管理事務となる。

なお、管理事務を担当する各職員は首都直下地震が発生した際は参集対象であるため、人事異動等においては、参集評価を着実に行い体制確保の観点から常に留意する必要がある。

主な管理事務

目標時間	管理事務
3 時間以内	<ul style="list-style-type: none">・職員安否確認（大臣、政務を含む緊急災害対策本部メンバー、職員等）・職員配置調整（非常時優先業務・管理事務、現地派遣）・官邸及び政府緊急災害対策本部事務局への職員派遣・環境省緊急災害対策本部の設置、災害対策チーム等の機能維持・情報システムの被災状況確認・大臣会見対応、広報・庁舎管理（庁舎、設備の被害状況確認、電源確保等）・公用車運行業務
12 時間以内	<ul style="list-style-type: none">・O A 機器管理（コピー機、F A X、複写機等）・電話交換業務、電話設備の点検・復旧・会計事務（契約、支払い）

4. 広報

重大な環境汚染の発生や危険動物の逸走等に関する情報を入手した場合、それによる人への危害等の発生を防ぐ目的で、関係機関と連携して当該情報の周知を図ることが重要である。大臣官房総務課広報室は、地震の発生後速やかに報道発表及び情報提供のできる体制を整備する。

5. 帰宅困難者等への対応

災害が発生した場合の5号館庁舎内の来訪者及び庁舎外の帰宅困難者等に対

する対応については、地域の一員として共助の取組の観点から、非常時優先業務等の実施に支障が生じない範囲で、行動マニュアルの作成等を行い適切に対応するものとする。

具体的には、災害発生後、直ちに庁舎の被災状況の点検や庁舎内に存在する者の状況等を確認し、庁舎管理室は、各部局において庁舎内の来訪者及び庁舎外の帰宅困難者等の対応が円滑に行えるように各部局へ速やかに指示を行う。

庁舎管理室は、来訪者及び庁舎外の帰宅困難者等への対応について、常に厚生労働省大臣官房会計課管理室（以下「厚労省管理室」という。）と連携を図り、受入れ可能人数の調整や庁舎管理上のセキュリティ及び導線の確保において統一的な対応を取ることにより、トラブルの回避に努め、非常時優先業務等の実施に支障を来さないようにする。

①来訪者

庁舎内の来訪者については、非常時優先業務等の妨げにならぬよう、講堂など厚労省管理室が指定した待避場所において一時収容し、庁舎内の移動は最低限に留める。

②庁舎外の帰宅困難者等

庁舎外の帰宅困難者等については、災害情報の提供、周辺の帰宅困難者受け入れ施設の紹介等の可能な支援措置を講ずる。

地域自治体である東京都千代田区から要請があった場合、又は周辺状況から帰宅困難者を受け入れることが必要と認められる場合には、非常時優先業務等の実施に支障のない範囲で、厚労省管理室が指定した避難場所において、一時受け入れを行う。

6. 負傷者の救護

地震の発生時には、本省自ら被災し負傷者が発生する可能性もある。大臣官房会計課（以下「会計課」という。ただし庁舎管理室の所掌事務に係るものと除く。）は、負傷者救護について、厚生労働省内科診療室の協力の下、緊急に手当が必要な者については応急処置を施し医療機関に順次搬送するとともに、緊急性の低い軽傷者には可能な応急手当を施し、厚労省管理室が指定した避難場所へ一時収容する。

また、会計課は必要な救護用品をあらかじめ確保し、適宜関係部署に配分等を実施する。

第4章 業務継続のための執行体制

非常災害発生時参集すべき者は、「環境省の非常参集体制等に関する訓令」(平成13年1月6日環境省訓令第21号。以下「参集訓令」という。)において、環境省緊急災害対策本部、環境省非常災害対策本部及び環境省特定災害対策本部の本部員（本部員等）、防災連絡要員・防災実務要員・管理事務要員及び非常時参集要員（以下「参集対象者」という。）と定めている。

このうち非常時参集要員は、環境本省及び各代替庁舎及び各支援庁舎（以下「各庁舎」という。）の近傍に居住するそれぞれの職員であって、次の定義に該当する者とする。

1. 非常時参集要員

(1) 非常時参集要員の抽出

非常時参集要員の抽出方法は、平成26年に内閣府より示された職員の参集調査（以下「内閣府調査」^{※1}という。）に基づく参集評価により算出するものとする。各代替庁舎へ参集する場合の非常時参集要員の抽出方法は、内閣府調査を模して、危機管理・災害対策室が別途作成した評価シートを用いて算出するものとする。

定義：基本的には、毎時2km^{※2}の速さの連続歩行で3時間以内に参集可能である6km圏内に居住する職員とする。

（なお、自転車利用による参集も有効な手段として認められているため、路上障害物等を考慮し毎時3kmの移動が可能とし、9km圏内に居住する職員で自転車を所有する場合は、非常時参集要員の対象とすることも可とする。）

(2) 非常時参集要員の把握

非常時参集要員の把握は、各部局及び各代替庁舎並びに各支援庁舎（以下「各部局等」という。）において参集評価作業を行い参集訓令に基づき指名するものとする。また各部局等においては、最新の指名状況を大臣官房秘書課及び大臣官房総務課危機管理・災害対策室（以下「危機管理・災害対策室」という。）に報告するものとし、人事異動等により変更があった場合には速やかに見直しを行う。危機管理・災害対策室においては、各部局等から報告を受けた非常時参集要員の最新の状況を取りまとめ、把握するとともに全参集要員に周知するものとする。

(3) 非常時参集要員の業務の割り当て

非常時参集要員の業務の割り当ては、本計画で抽出した非常時優先業務等を実施するために必要な職員として、平時においてあらかじめ設定するものとする。基本的には所属課室の非常時優先業務を担うものであるが、勤務時間外の発災などあらかじめ設定した参集対象者が参集できない場合、官房の管理事務又は所属部局内或いは他部局の非常時優先業務等を担うものである。

首都直下地震により、全省を挙げて組織横断的に人員を活用する必要がある場合には、大臣官房秘書課がその調整を行うものとする。

2. 参集評価

(1) 目的

災害対応は速やかな体制確保が重要なことから、非常時参集要員の抽出目的以外にも、権限やスキルを有する職員がどの程度参集できるのか体制構築の見通しを得るため、より過酷な条件設定を付し、全職員を対象に算出するものである。

(2) 時間別参集人数の想定

様々な事情により参集が困難な状況が発生すると考えられることから、時間別の参集状況は次の想定によるものとする。

地震の発生 3 時間後：毎時 2 km の速さの連続歩行で参集すると考え、6 km 圏内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷等、被災のため、職員の 1 割が参集できない。また、家族等の安否確認等に時間を要するため 6 割が参集できないと仮定。

したがって 6 km 圏内の職員のうち、参集可能な職員は約 3 割程度にとどまると思定。

(自転車による参集においては、道路障害物を考慮しても毎時 3 km の移動はできると仮定し、9 km 圏内の職員も参集可能人数に加算できるものとする。ただし徒步参集者と同様、本人及び家族の死傷等、被災のため、職員の 1 割が参集できない、また、家族等の安否確認等に時間を要するため 6 割が参集できないと仮定し、参集可能な職員は 3 割程度と想定。)

地震の発生 12 時間後：20 km を超えると帰宅困難になるとの想定があることから、20 km 圏内の職員のみ参集可能。しかし、3 時

間後の参集の考え方と同様の理由で7割が参集できないと仮定。

したがって20km圏内の職員のうち参集可能な職員は約3割程度にとどまると想定。

地震の発生1日後：20km圏内の職員のうち参集可能な職員は約6割程度まで増加すると想定。

地震の発生3日後：1日後と同様。

地震の発生1週間より後：地震発生の1週間後以降、公共交通機関は徐々に回復し、20kmを超える職員も徐々に参集可能。

1ヶ月後は職員の死傷等により、1割が参集できないと仮定し、全職員の9割が参集可能と想定。

1週間から1ヶ月後の間は、その間を直線補完して参集可能数を計算。

※¹首都直下地震が通常の勤務時間以外の時間に発生した場合に中央省庁の庁舎に参集することができる職員について、時間別の想定人数を把握するために実施。

※²内閣府調査における徒歩参集速度では、障害物による迂回、休憩の時間等を鑑み、毎時2kmとしている。

3. 発災時の行動

地震の発生は、庁舎内外、昼夜、休日を問わない。勤務時間内、勤務時間外の各々に発災することを想定し、それぞれの職員がとるべき行動は概ね以下のとおりとする。

（1）勤務時間内に発災

勤務時間内に発災した場合は、むやみに移動せず、公共交通機関の情報が明らかになるまで庁舎内で待機し、状況把握に努めつつ各職員は次のとおり行動する。ただし、厚労省管理室等から別途指示があった場合には、それに従うこととする。

○参集対象者の行動

- ・業務遂行：同居家族の安否を確認し、非常時優先業務等を遂行する。家族と

の連絡が取れない場合には、業務遂行に支障がないよう非参集対象者に安否確認を依頼する。どうしても家族の安否確認ができず、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合については、代替者を確保し、上司の許可を得て帰宅して家族の安否を確認する。

○非参集対象者の行動

- ・庁舎内待機：帰宅困難者の大量発生により帰宅経路上での混乱が想定されることから、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関についての情報が明らかになるまでの間は、むやみに移動せずに庁舎内で待機する（最低でも1日～2日の待機はあり得る）。庁舎内待機中は、電源等のリソース面で問題のない範囲内で、安否が確認されていない参集対象者の同居家族の安否確認や非常時優先業務等の支援、庁舎周辺地域の救出・救助活動、避難者支援に従事する。

（2）勤務時間外に発災

○参集対象者の行動

- ・参集：参集対象者は「東京23区内震度6強」以上の情報を覚知し次第、同居家族を含めた安全確保を行った後、安否確認システムに速やかに応答し安否状況を報告するとともに、指示を待つことなく速やかに所属する各庁舎に参集又はテレワークで実施可能な場合は参集に代えてテレワークにより防災業務等を開始する。安否報告ができない場合でも、本省にまず参集することとし、参集途中で隨時、安否報告を試みる。

参集すべき庁舎については、各庁舎の庁舎管理を担当する管理事務要員からの報告に基づき、危機管理・災害対策室長が事務次官又は官房長と連絡を取り、被災状況等を勘案して参集場所を決定し、緊急連絡網により参集対象者に連絡することとなっているので、被害状況等の情報収集に留意しつつ冷静に対処すること。

参集時には、可能な限り本人用の飲食物を持参するとともに、参集途上の安全確保に留意しつつ、被災状況を確認し、必要な事項を速やかに参集対象者間で情報共有する。参集対象者がやむを得ず参集できない、又はテレワークができない場合は、速やかに所属長に状況を連絡し、所属長は当該参集対象者の代わりとなる職員の調整を行う。

- ・業務遂行：参集後は非常時優先業務等を遂行する。

○非参集対象者の行動

- ・自宅等待機：非参集対象者は「東京23区内震度6強」以上の情報を覚知

次第、同居家族を含めた安全確保を行った後、安否確認システムに速やかに応答し安否状況を報告するとともに、公共交通機関が復旧するまでの間、連絡が取れるよう留意して自宅等で待機し、状況把握に努める。待機の間、テレワークで実施可能な場合は、テレワークにて業務を継続する。不可能な場合は上司と連絡を取って、地域貢献に取り組む（管理職員は、安否確認システムにより所属職員にかかる安否状況の確認を行い、状況に応じて必要な指示を出す）。

- ・地域貢献：待機の間、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域貢献、地元自治体への協力に積極的に取り組む。

○在庁者の行動

- ・初動体制支援：休日や深夜など勤務時間外であっても災害対応以外の目的で幾人かの職員が在庁していることが考えられるため、緊急時においては初動時の体制確保やそれに向けた準備を進めることは極めて有意義である。参考対象者が参考する前の在庁者にあっては、緊急時行動手順等を参考に初動対応の行動として積極的に協力するものとする。

やむを得ず参集できない場合（例）

1. 職員または家族等が被害を受け、治療または入院の必要があるとき。
2. 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、参集することが困難なとき。
3. 職員の住居または職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき。
4. 参集途上において、救命活動に参加する必要が生じたとき。
5. 徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離が概ね20km以上のとき。

状況連絡の内容（例）

- ・所属、氏名、出勤できない理由、連絡・避難先、連絡方法等。

（3）緊急時行動手順

首都直下地震発生直後は混乱が発生し、体制確立は困難な状況が予想される。こうした状況において実施する非常時優先業務等については、担当職員の不足や不在といった状況に備えて、臨時に応する職員のガイドとなる緊急時行動手順を作成し、業務プロセス分析等を参考に、何を実施すべきかを時系列で簡

潔に整理しておくものとする。また訓練や災害対応の振り返り等のタイミングで見直すものとする。

4. 安否確認

首都直下地震が発生した場合における職員及びその家族の安全確保と安否確認は、業務継続活動を担う体制の確保と、職員が業務に専念するための第一歩である。首都直下地震が発生した場合、職員は、職員自身及びその家族の生命、安全の確保を最優先とし、その安否情報を安否確認システムに速やかに応答し報告する。なお、家族の安否確認については、普段から家庭内でメールや災害用伝言ダイヤル等の連絡方法を設定し、その操作手順の確認をしておくこと。

5. 指揮命令系統・職務代行の確立

首都直下地震発生時に迅速に対応し、的確に業務を遂行するためには、組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統及び職務代行の確立が重要である。具体的には災害対策本部を設置し通常の業務執行体制と異なり、所掌する災害応急業務を実行する体制（下図参照）を速やかに構築するとともに、職員に周知徹底することで、災害応急対策業務、災害復旧・復興業務及び優先度が高い通常業務のいずれも速やかに実行に移せる状態にする。

また非常時優先業務等を担当する幹部職員や責任者が不在の場合も適切に意思決定がなされるように、職務代行者をあらかじめ定めておく必要がある。

さらには訓練等により指揮命令系統の実効性を確認し、見直しを行うものとする。

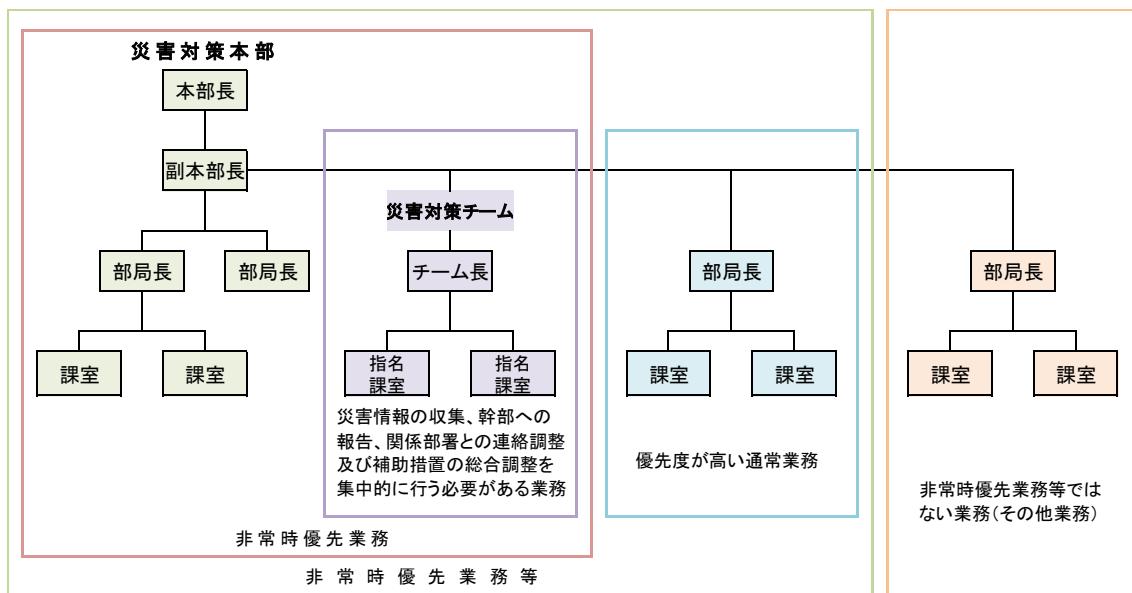
＜権限委任＞

- ・意思決定に係る権限委任は、別途定められている場合を除き、基本的には、「環境省に置かれる官職の属する職制上の段階等について（平成21年3月31日大臣官房秘書課長決定）」を踏まえ、自動的に委任されるものとする。
- ・本省へ参集できない状況にあっても、連絡が取れ指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わない。なお、地震の発生時に迅速に対応し的確に業務を遂行するため、業務継続に支障のないよう、通信手段を確保し、連絡を密にするよう留意する。

＜職務代行者＞

- ・非常時優先業務等を担当する幹部職員の職務代行者を、少なくとも第2順位まで設定するものとする。

図 発災時の組織体制（模式図）



6. 関係機関との連携体制

非常時優先業務等の実施において、外部の機関に依存を伴い連携が不可欠な業務がある。こうした関係機関との体制構築は極めて重要であるため、双方の連絡方法の確認、災害時の業務分担、規程の擦り合わせなど平時から業務執行にかかる検証、整備を行う必要がある。

(1) 関係機関

- ・府省等
政府の緊急災害対策本部の対処、庁舎・要員の斡旋、災害対応等
- ・地方支分部局
被災状況の収集、非常時の代行権限、代替庁舎機能等
- ・地方公共団体
被災状況の収集、非常時優先業務の実施等
- ・公共機関、業界団体等
物資等現地支援、要員派遣等

(2) 検証事項

- ・連携すべき関係機関の抽出
業務プロセス分析結果を踏まえて連携が必要となる業務内容及び時期から外部依存先を抽出
- ・連携に関する相互確認
災害時の連絡手段・連携先を相互確認し整理するとともに毎年見直しを実

施

- ・業務継続にかかる取組状況

関係機関における業務継続の初動体制の確認、記載事項の整合性を環境省と検証

- ・相互の業務継続にかかる改善

相互で課題共有と改善に関する意見交換、研修・訓練の共同実施等を継続的に実施及び課題を検証し改善に取り組むとともに進捗状況を把握し、必要に応じて相互の業務継続計画の見直しを調整

7. 緊急通行車両の利用

代替庁舎を利用する場合など、その移動手段確保のため、あらかじめ緊急通行車両に登録した官用車や高速道路を積極的に利用し、必要な人員又は物資の輸送にあたるものとする。

会計課は公用車の運用における全体管理と、所轄警察署への緊急通行車両の届け出を行うものとする。

第5章 業務継続のための執務環境の確保

1. 庁舎・設備

(1) 庁舎

本省庁舎である5号館は、高い耐震性が確保されており、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低い。想定する震度6強の地震動であっても、設備等を含め大きな被害はなく、人命の安全確保上問題になる庁舎に関する支障は生じないと考えられる。

しかしながら、首都直下地震発生時において、職員等の安全性の確保と非常時優先業務等の実施に必要な機能が維持されるよう、庁舎管理室は「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針（平成22年3月国土交通省大臣官房官庁営繕部・環境課）。平成28年改定」を参考に、庁舎の耐震安全性の確保に努めることとし、庁舎の継続利用・入館可否を判断するための点検体制の構築や役割分担の明確化、厚労省管理室との連携体制の検討を行う。各課室を使用する職員は、チェックシート（厚労省管理室作成）に基づき、執務室の被害状況の確認と使用の可否並びに各執務室等の立ち入りの可否を判断するとともに、各執務室内等の立ち入りの可否がわかるような表示を行う。

各部局（各課室）の管理事務要員は、各々の執務室の入居の可否の判断、安全の確保を行うことともに、二次災害のおそれ等、特段の被害を認めた場合には、庁舎管理室に速やかに報告する。

会計課及び庁舎管理室並びに各部局は、非常時優先業務等が長期化することも想定し、休憩室・仮眠室等休養が取れる空間を確保することとし、事前に候補となる空間を検討しておく。

(2) 電力

業務継続に必須の資源である照明やパソコン等は、電力の供給状況に依存する。電力が基礎的な必須資源であることから、政府BCPでは、各府省等は庁舎における電力供給設備の多重化の措置を講ずるとともに、非常用発電設備については、非常時優先業務等を1週間程度継続するために必要な燃料を確保することを定めている。中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告によれば、被災直後から被災1週間後にかけて最大約1,220万軒（全体の約5割）が停電状態にあるものと予測している。

電力会社では、首都中枢機関への供給に関わるルートの多重化や、拠点施設の耐震性の再評価と必要に応じた耐震化を進めており、5号館が停電になる可能性は低いものと想定される。また、停電になった場合には、電力会社は発電機車等により応急送電を実施する仕組みも整備している。

5号館の非常用発電設備は、商用電力供給が停止した場合、非常用発電機が起動し、自動的に回路が切り替わり、通常使用電力の3割程度を確保し、燃料補給なしで最大約240時間程度の連続運転ができる設備である。これにより、庁舎の空調設備及び熱源設備を除くすべての機器について、通常どおりの使用が可能であるが、非常用発電設備機の備蓄燃料に限りがあるので、非常時優先業務等の実施に必要な負荷（複合機、パソコン等）以外については、使用を控えるものとする。

（3）電話設備

地震発生時は、NTTの災害時優先電話※を活用することによって発信を可能にする。災害時優先電話以外の電話についても、非常用電源に切り替わっても使用は可能である。

※「災害時優先電話」

“発信”が一般電話に比べ優先されるものであり、“受信”が優先されるものではないことに留意し、普段から応急対策業務時に支障のない使用方法を心掛けが必要がある。

（4）排水機能、衛生管理

5号館においては、庁舎内の配管設備及び中水設備に損傷がなければ、下水道の使用の可否にかかわらず、トイレ、給湯室等からの排水が可能である。

ただし、庁舎内の配管設備及び中水設備に損傷がないことが確認されるまでや、庁舎内の配管設備及び中水設備に損傷を受け、下水道も被害を受けた場合は、庁舎から排水することができないため、排水管からの漏水による二次災害を防止するため、下水道及び排水管の健全性が確認されるまでは、トイレ、給湯室等の使用を禁止する。

庁舎管理室は、こうした場合に備え厚労省管理室と連携し、使用済簡易トイレの置場、運搬・廃棄方法、仮設トイレの利用方法など衛生管理にかかる運用方法を職員に周知する。簡易トイレや仮設トイレの設置・運用に当たっては、可能な限り男女別に利用できる環境を整備するとともに、障害者等への配慮を行うほか、職員の感染症対策を講じるものとする。

（5）空調機能

設備に損傷がなければ、使用は可能であるが、自家発電の発電量から、使用を抑制する必要がある。そのため、ライフラインが復旧し安全が確保されるまでの間、全館の冷房、暖房は運転しない。

業務継続上必要な機器（サーバ等）を管理する課室においては、非常時においても当該機器の空調機能が確保されるようあらかじめ措置しておく。

（6）エレベーター機能

5号館のエレベーターは、感知器が揺れを感じた場合、自動的に運転を停止し、最寄りのフロアに移動し開閉する仕組みになっている。停止した場合は、メーク点検技術者による機械室及び昇降路の点検終了後、設備に異常がないことを確認するまで運用が再開されないため、復旧まで時間を要する。

（7）什器転倒対策

執務室のロッカーなどの什器転倒防止対策は、地震時における負傷者防止対策と環境省の業務継続の両方の観点から実施する。会計課は、各部局の物品共用官の責任で以下の事項が行われるよう指導・監督する。

- ・各課室においては、特に重要なOA機器の固定を行うとともに、什器の転倒、書類・備品類の落下等による被害がないように、不安定な什器の上部に重量物を置かないようにするなどの措置を講じ、その状況を常に確認する。
- ・各課室は速やかに転倒防止対策の実施状況を把握し、対策状況が確認できないものも含めて転倒等の可能性があるものについては、注意喚起を図るとともに、未対策什器については、什器の転倒防止対策を講じる。
- ・具体的な対策の実施に当たっては、東京消防庁が作成した「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」を参考とする。

（8）仮眠室

会計課及び庁舎管理室は休養室（地下1階）を仮眠室として使用可能とともに、仮眠資材（毛布等）を備蓄する。女性職員が安心・安全に利用できるよう男女別の区画を確保するものとし、検討に当たっては、女性職員が参画するものとする。

2. 備蓄等

（1）備蓄

政府BCPでは、首都直下地震発生時に参集対象者をはじめとする職員が、非常時優先業務等を実施するために必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないよう、その庁舎等において、参集対象者の1週間分及び参集対象者以外の職員等の3日分程度の物資を備蓄することを定めている。

会計課及び庁舎管理室は、各備蓄の必要量や食料・医薬品の消費期限等について適宜の確認を行い、必要に応じ、備蓄の更新を行う。

多様なニーズを踏まえて適切な備蓄を行うため、物資の選定に当たって、女性や障害者等が参画するものとする。

①食料

備蓄必要量は、参集対象者の1週間分及び参集対象者以外の職員の3日分程度と想定する。

②飲用水

備蓄必要量は、食料備蓄と同様、参集対象者の1週間分及び参集対象者以外の職員の3日分程度と想定する。備蓄の目安は一人一日3Lとする。5号館の災害対策水槽が損傷することも考慮し、環境省内における備蓄も行う。

③医薬品

毎年、官房各課各部局に対し配布している医薬品を使用する。

④毛布等

備蓄必要量は、職員一人1枚を確保するため職員の人数分程度とする。

⑤トイレ

5号館の水洗トイレについては、庁舎内の配管設備及び中水設備に損傷がなければ、下水道の使用の可否にかかわらず使用が可能である（損傷がないことが確認されるまでは、トイレの使用は禁止する。）。

ただし、設備の損傷を想定して簡易トイレの備蓄を行うこととする。備蓄必要量は、食料備蓄と同様、参集対象者の1週間分及び参集対象者以外の職員の3日分程度と想定する。さらに、下水道の復旧には相当の時間を要する可能性があることから、備蓄型の簡易トイレのみならず、仮設トイレについて、厚労省管理室と協力して設置する。

⑥保安帽、非常袋、防災用ヘルメット

首都直下地震が発生し、5号館の全部または一部が使用不能となった場合、代替庁舎へ移動することが想定されている。移動に際して職員の安全を確保するため、必要量の保安帽及び非常袋の備蓄を検討する。また、発災直後における職員の安全確保のため、平時より防災用ヘルメットを各職員に対し配布する。

⑦救援用資機材

首都直下地震発生時の職員の閉じ込め等の事態に備えるため、バール、ジヤッキ、担架等の救援用資機材の備蓄を検討する。

（2）庁舎内食堂・売店等からの食料等の提供

会計課は、厚労省会計課福利厚生室と5号館に入居する契約業者（食堂・売店等）との間で検討されている、以下のような、非常時対応の覚書の取り交わ

しに当たっては、環境省職員も提供先に含めるよう要請する。

- ・現に店内に用意している飲食料品、医薬品、食材等を提供すること。
- ・食堂厨房内機材等を使用させること。
- ・自動販売機の清涼飲料水等を提供すること。
- ・後日、国はそれによって生じた損害を補填すること。等

(3) 保管場所

5号館においては、高層階のほかに3階に執務スペース等を有する。緊急時の物資運搬を効率的に実施するため、高層階及び3階に適正な保管場所を検討する。

代替庁舎に移転した場合に備え、各代替庁舎においても職員用備蓄及び災害対策本部等の受け入れに対応した備蓄等の保管場所をあらかじめ確保すること。

3. 環境省ネットワークシステム

政府BCPでは、各府省等は、「中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン（第2版）」（平成24年5月内閣官房情報セキュリティセンター）に基づき、「情報システム運用継続計画」を作成し、非常時優先業務等に係る情報システムについて、必要により相互に連携協力して平常時の情報システム設置拠点と同時被災しないことが想定される場所にバックアップシステムを確保する等の措置を講ずることを定めている。

大臣官房総務課環境情報室は「環境省ネットワークシステム情報システム運用継続計画」を別途作成し、これに基づき、バックアップシステムを確保する等の措置を講ずることとする。また毎年実施する訓練等の結果を踏まえて見直しを行うものとする。

4. 通信機器

非常時優先業務等を実施するには通信は不可欠である。災害時は平時に使用している固定電話やネットワークが停止することを想定し、より堅牢な通信手段を確保するなど通信環境の冗長化を図る必要がある。

特に、業務実施の基盤となる代替庁舎や、指揮命令を行う幹部職員等については参考できない場合の通信手段を検討する。

<通信機器の例>

- ・固定電話
- ・携帯電話
- ・インターネット

- ・衛星携帯電話
- ・MCA無線
- ・中央防災無線（固定電話）
- ・中央防災無線（衛星通信装置）

※これらの通信機器は防災訓練等を実施して毎年使用できることを確認し、実効性を検証するとともに関係者に対し使い方を体験させ使用方法の習得に努め、さらには毎年相手先の番号や通信手段も確認する。

5. 代替庁舎の確保

首都直下地震が発生し、予期せぬ長期間の停電等により本省が入居する5号館の全部又は一部が使用不能となる場合を想定した当省の代替庁舎については、以下のとおりとし、あらかじめ代替庁舎としての使用を想定した通信設備、非常電源設備等の整備・維持を行うとともに、特に緊急性の高い皇居外苑管理事務所については、移転のためのマニュアルを整備するとともに訓練などにより実効性を検証するものとする。また、③については人事異動も踏まえて必要な人選を行っておくものとする。

① 代替庁舎（環境大臣を擁し、環境省緊急災害対策本部を設置する庁舎）

大臣や幹部職員が他省庁とともに政府緊急災害対策本部等への参集を求められる事態を想定し、政府緊急災害対策本部（官邸機能）が霞ヶ関周辺（官邸のほか8号館等）に置かれる場合は皇居外苑管理事務所^{※1}（千代田区）を、東京都立川市の立川広域防災基地に置かれる場合は国際法務総合センター^{※2}（昭島市）を「代替庁舎」とする。

※1 同エリアの「楠公レストハウス」の一区画に設置。

※2 法務省の施設で、災害発生時に環境省を含む複数の省庁が共用することとなっていいる。同エリア内の矯正研修所の一区画に設置

② 支援庁舎（主として近隣在住の職員が参集し、業務支援をする庁舎）

上記のほか、関東地方環境事務所（さいたま市）、環境調査研修所（所沢市）、国立環境研究所（つくば市）を、「支援庁舎」とし、近隣に居住する職員等が参集し、上記代替庁舎で行う業務を支援するとともにテレワークも最大限活用する。

③ 神奈川県、埼玉県、千葉県の各県庁（以下「各県庁」という。）への派遣を想定した参集

さらに、各県庁にリエゾン派遣することをあらかじめ想定した参集体制と

して、遠方在住の災害対応職員は、発災後、居住地に応じて最寄りの各県庁近くの環境省の事務所に参集又は自宅待機するものとする。具体的には、関東地方環境事務所（さいたま市）、横浜事務所（横浜市）への参集の他、千葉県は近隣に事務所がないため自宅待機とする。なお、東京都庁には環境本省から派遣する。

6. その他の庁舎の活用

都区部に直轄施設が極めて少ないとから、現在の代替庁舎や支援庁舎だけでは非常時優先業務等を実施するのは困難な場合もあることが予想される。

また、代替庁舎や支援庁舎には相応しくないものの、限定期的な利用が可能と考えられる庁舎については、災害時の対応能力向上のため補完庁舎と位置づける。

具体的な補完庁舎は、以下のとおりである。

- ①新宿御苑管理事務所（東京都新宿区）
- ②千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所（東京都千代田区）

第6章 訓練等

業務の継続性を確保するためには、業務継続の重要性を共通の認識として職員全員が持ち、平時の業務の中にも定着させていくことが大切である。このため、被災時の実働体制を平時から想定させること、地震発生後の施設等の機能を周知させることを目的とした訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、幹部職員の関与の下、訓練シナリオを想定し、目的・目標を定めて行い、目標達成度を有識者等の第三者からの助言も踏まえ、必要に応じて実施方法の見直しを行っていく。なお、年度開始前には、年間を通じた訓練計画を作成するものとする。

訓練における各組織の対応や訓練から得られた教訓については、訓練終了後、適切に記録を残すものとする。記録においては、情報共有のルールを策定し、誰がどのような役割を実施したのか記録担当者を選定した上で行い、どのような課題があったのかを明らかにし、これらの記録をもとに、より良い対応ができるように所要の改善を図る。また、実際の地震災害が発生した場合でも、訓練と同様に情報収集・記録整備を行い、今後の改善に活かすものとする。これらの訓練記録は防災連絡要員及び防災実務要員が主に行い、各部局において取りまとめ、危機管理・災害対策室においては省全体の取りまとめを行う。なお、発災時の災害対応においても同様に記録を行う。

防災や災害対応に関する知識や技能の向上を目的として、研修やワークショップ等を実施に努めるものとする。政務、幹部職員を含む参集要員に対しては、非常時に自らが果たすべき役割について、人事異動後速やかに説明を実施するとともに、参集要員以外の職員には、環境省の業務継続の取り組み内容や職員の役割について、大規模な人事異動に併せて研修を行うよう計画する。

また、非常時優先業務及び管理事務に関わる職員は、人事異動に備えて、常に複数の者が業務内容の把握ができ、速やかに業務が引き継げるようマニュアルや資料等をまとめ、災害対応時にも参照できるようにし、人事異動に当たっては、本計画及び当該業務に係る緊急時行動手順とともに関係マニュアルや資料等を後任者に引き継ぐものとする。

(1) 研修計画

- ・大規模自然災害発生時における初動や現場での対応力向上のための研修
対象者：災害対応職員（現地派　遣予定者を含む。）
時　期：年1回
形　式：座学及びワークショップ（Web形式を含む）

- ・大規模自然災害発生時において被災現地へ派遣する幹部職員技術向上研修
対象者：環境本省における管理職以上
時 期：年1回
形 式：座学（Web形式を含む）

（2）訓練計画

- ・環境省緊急災害対策本部運営訓練
対象者：環境省緊急災害対策本部員
時 期：9月1日（防災の日）
形 式：首都直下地震や南海トラフ地震等を想定し、被害状況に応じた初動対応の内容確認、本部運営実務を行う。
- ・安否確認訓練
対象者：環境省本省所属職員、関東地方環境事務所職員
時 期：9月1日（防災の日）
形 式：首都直下地震を想定し、安否確認システムを用いて、安否確認を実施し、職員の対応結果を集計する。
- ・非常時参集訓練
対象者：環境省の非常時における職員の参集に関する訓令の参集要員
時 期：10月～11月
形 式：首都直下地震を想定し、発災直後から対象庁舎や事務所へ参集行動を行い、経路、時間、参集人数の把握を行う。
- ・通信機器動作確認訓練
対象者：防災連絡要員等
時 期：年1回
形 式：災害時における、非常時で使用する通信機器の動作確認を行うとともに、操作方法等の技術向上のため実施する。
(インターネット（データセンタを切替えて実施）、衛星携帯電話、MCA無線、中央防災無線（固定電話）、中央防災無線（衛星通信装置）)
- ・代替庁舎被災状況連絡確認訓練
対象者：環境本省危機管理・災害対策室職員、代替庁舎及び支援庁舎の防災連絡要員
時 期：年1回

形 式：首都直下地震時の通信途絶状況を想定し、MCA無線機を用いて、環境本省及び代替庁舎並びに支援庁舎の被災状況の情報連絡を行う。

・中央合同庁舎第5号館防火防災訓練

対象者：中央合同庁舎第5号館に勤務している職員

時 期：毎年秋

形 式：参加者に対し避難誘導、AED 及び消火器の使用方法等の訓練を実施。

・官庁施設の被災情報伝達訓練

対象者：本省及び各現地官署の施設保全担当者

時 期：年1回

形 式：「官庁施設の被災情報伝達要領」に基づき、官庁施設の被災情報を国土交通省官庁営繕部（又は地方整備局）が確認し共有する。

第7章 本計画の見直し及び推進体制

本計画の実効性については、訓練を通じて有識者等の第三者も含めた評価を行うなどその問題点を洗い出し、課題の検討を行い、是正すべきところを抽出し、継続的な改善を行い、業務継続能力の向上を図っていく。

改善の取組を行っていく上で様式化して取り組むことが相応しい場合や、共有のための一覧表等については、「参考資料集」として別途に管理し、適宜の更新に努めるものとする。

これらを実行するために、本計画にかかる幹部職員で構成とする「環境省災害対策推進検討会議」を設置する。当該会議においては、毎年度開催し年度ごとの訓練計画、中長期的な実施計画の策定、改善計画（中長期なものは短期的な暫定措置）の策定と進捗状況の確認など、諸課題の解決にかかる検討を行うものとする。